#### 消しを求める周辺規定による納骨堂 最高裁判所第三小法廷令和5年5月9日判決 (判例地方自治503号50頁

### 第1 事案の概要及び争点

が、 規定により、 ら、被上告人ら、以下「本件住民ら」という。 する建物に居住する住民ら(原告ら、 堂の敷地から直線距離で100m以内に所在 各許可」という。)ことについて、本件納骨 の拡張等)することを許可した(以下「本件 営することを許可し、さらに、同条第2項 納骨堂 により、 地、 本件は、 本稿で採り上げる論点は、本件各処分の名 本件各許可の取消しを求めた事案である 埋葬等に関する法律第10条第1項の規定 大阪市 (以下「本件納骨堂」という。) を経 鉄筋コンクリート造地上6階建ての 大阪市長が、宗教法人に対し、 (被告、被控訴人、上告人)に対 本件納骨堂の施設を変更 (面積 慕

件各許可の取消しを求める原告適格を有する 判例地方自治491号60頁)は、本件住民ら 4年2月10日判決(以下「原審判決」という。 却下した。 月20日判決(以下「第一審判決」という。 は ないと判断し、 本件各許可の取消しを求める原告適格を有し 例 「法律上の利益を有する者」には当たらず、 ₹地方自治481号32頁)は、本件住民らは 第一審に当たる大阪地方裁判所令和3年5 「法律上の利益を有する者」に当たり、 原審に当たる大阪高等裁判所令和 本件住民らの請求をいずれも 圳

して、上告を棄却した。
して、上告を棄却した。
と判断して、第一審判決を取り消し、本件各許
すの取消しを求める原告適格を有すると判断
して、上告を棄却した。

介する次第である。
た場合の参考となる判例であることから、紹れていない者らから処分の取消しを求められれていない者のから処分の取消しを求められ

#### 第2 関係法令の定め

裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を下「取消訴訟」という。)は、当該処分又はの取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以のない。

れる態様及び程度をも勘案するものとする。\_ となる利益の内容及び性質並びにこれが害さ る法令に違反してされた場合に害されること たつては、当該処分又は裁決がその根拠とな きはその趣旨及び目的をも参酌するものと 該法令と目的を共通にする関係法令があると の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、 るものとする。この場合において、 考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮す 法令の趣旨及び目的並びに当該処分におい 法令の規定の文言のみによることなく、 当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる 処分又は裁決の相手方以外の者について前項 きる。」と規定し、 有する者 と規定する。 に規定する法律上の利益の有無を判断するに 当該利益の内容及び性質を考慮するに当 (中略) に限り、 同条第2項は 提起することがで 「裁判所は 当該法令 当該 当

ばならない。」 する者は、 を目的とする。」と規定し、 共の福祉の見地から、 骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、 という。) 宗教的感情に適合し、 (2)墓地、 墓地、埋葬等に関する法律 第1条は「この法律は、 都道府県知事の許可を受けなけれ 納骨堂又は火葬場を経営しようと と規定し、 且つ公衆衛生その他公 支障なく行われること 同条第2項は 法第10条第1項 以 下 墓地、 国民の 法 前 納

も、同様とする。」と規定する。納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂

細則 うおそれがないと認めるときは、 学 おいて、 件細則」という。)第8条は「市長は、 ない。」と規定する が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損な 該許可を行わないものとする。 300メートル以内の場所にあるときは、 10 校、 『条の規定による許可の申請があった場合に (3) (昭和31年大阪市規則第79号、 大阪市墓地、 病院及び人家の敷地からおおむね 当該申請に係る墓地等の所在地が、 埋葬等に関する法律施行 ただし、 この限りで 以下 市長 法第 当

## 第3 第一審判決の判示内容

### 法10条の趣旨及び目的について

1

項においても異ならないと解される。裁平成12年判決参照)。この理は、同条第2とを目的としているものとは解し難い(最高住する者個々人の個別的利益をも保護するこ住する。

## 慮されるべき利益の内容及び性質等則の趣旨及び目的、本件各処分において考則の趣旨及び目的、本件各処分において考

2

係法令」に該当するものと解される。 アー本件細則は、法と目的を共通にする「関

れる。 収蔵するための施設にすぎない納骨堂の 生環境の具体的な悪化が懸念される場合があ により周辺地域の飲料水の汚染等といった衛 場合に周辺住民が被る可能性のある被害は、 地に距離的に近接した場所に設置、 は公益に属する利益というべきであって、 意味での生活環境に関する利益は、基本的に 難いところである。 著しい被害が生じたりすることまでは想定し 体の安全や健康が脅かされたり、 少ないことによるものと解される。)、 務の対象としておらず、これは、 義務の対象としながら、 火葬の状況を市町村長に対する管理者の報告 るのとは異なり(なお、 る墓地や火葬場については、その設置、 ころ、同様に法で経営許可の対象とされてい 交通等広い意味での生活環境の悪化であると が悪化することを防止する趣旨であると解さ ることによって、 の規定は、墓地等が学校、 イ 経営により、 埋葬及び火葬に比較して衛生上の問題 一般的に、 本件細則8条、 その付近の良好な生活環境 直ちに周辺住民の生命、 納骨堂が設置、経営された そして、 本件細則5条2項2号 焼骨の収蔵はその義 法17条は、 病院及び人家の敷 このような広 その財産に 焼骨の収 埋葬及び 経営され

決・民集63巻8号1711頁参照)。 やに手掛かりとなることが明らかな規定がないという利益を個々にもかかわらず、法が周辺住民において上解するのは困難である(最高裁平成20年(行解するのは困難である(最高裁平成20年(行い、民集63巻8号1711頁参照)。

ウ そうすると、本件細則8条は、墓地等の付近の良好な生活環境を一般的に保護し、の付近の良好な生活環境を一般的に保護し、した規定と解されるのであって、墓地等の周した規定と解されるのであって、墓地等の周利益として保護する趣旨を含むものと解することはできず、他に、この点に関して手掛かりとなることが明らかな規定を見いだすこともできない。

田辺住民が被るものは(個人差はあるが)で周辺住民が被るものは(個人差はあるが)で、 
一定が設置、経営されることに起因して周辺住党が設置、経営されることに起因して周辺住党が設置、経営されることによって、納骨堂が設置、経営されることによって、 
一次の方式を表示して、 
一次の方式を表示して 
一次の方

### 第4 原審判決の判示内容

## 1 法10条の趣旨及び目的について

法10条1項及び2項所定の都道府県知事等

# **慮されるべき利益の内容及び性質等則の趣旨及び目的、本件各処分において考2 本件細則の「関係法令」該当性、本件細**

係法令」に該当するものと解される。 ア 本件細則は、法と目的を共通にする!

関

利益」という。) 者の利益(以下、 院の利用者環境の確保に係る施設設置・管理 家の敷地に近接する場所での墓地等の経営を 葬が国民の宗教的感情に適合することなどを する趣旨及び目的が含まれていることは明ら 周辺住民等の上記利益を「生活環境等に係る 病院の施設設置・管理者を「周辺住民等」と、 0 を全体としてみれば、 上記制限の解除を認めており、本件細則8条 ただし書において、 原則として認めない規制を定めるとともに、 的な距離制限という形で、 かである。 活環境を著しく損なうおそれ」がない場合に、 居住者の生活環境に係る利益、学校及び病 イ 本件細則8条は、本文において、 大阪市長は、 を、 上記居住者並びに学校及び 「当該墓地等の付近の生 個別的利益として保護 距離制限区域内の人家 墓地等の管理及び埋 学校、 病院及び人 具体

解することができる。本件細則の趣旨及び目的に取り込んだものと周辺住民等の生活環境等に係る利益の保護を要請する法の目的(1条)を達成するため、

1 項 とが定められていた事案に関する判断であっ 制限の解除を専ら公益的見地から行うべきこ 的見地にとどまらず、 すると、本件許可処分及び本件各変更許可処 8条本文類似の距離制限を設ける一方、その 護する趣旨をも含むと解することができる。 生活環境等に係る利益を個別的利益として保 に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見 墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情 分の根拠である法10条1項及び2項は、単に、 から支障なく行われるようにするという公益 工 本件に適切ではない。 の施行に関する条例において、 本件細則の上記趣旨及び目 なお、 最高裁平成12年判決は、 墓地等の周辺住民等の 的をも参酌 本件細 法 10 訓

大く納骨堂が周辺住民等に無防備な形でさらたく納骨堂が周辺住民等の宗教的感情にという性格上、周辺住民等の宗教的感情に別の規定に違反した違法な納骨堂の経営及び開の規定に違反した違法な納骨堂が経りが一時に 大 納骨堂は、遺骨を収蔵する施設である オ 納骨堂が 関の住民等の宗教的感情にという性格上、周辺住民等の宗教的感情にという性格上、周辺住民等の宗教的感情にという性格上、周辺住民等の宗教的感情に

ると解することはできない。 ると解することはできない。 を与えるおそれがないとはいえず、このよう を与えるおそれがないとはいえず、このよう な精神的苦痛が当然に受忍限度内のものであ な精神の苦痛が当然に受忍限度内のものであ

# 第5 本件最高裁判決の判示内容

## 1 法10条の趣旨及び目的について

う。)。 えいり。 では10条は、その許可の要件を特に規定 といする者個々人の個別的利益をも保護すること を目的としているものとは解し難い(最高裁 を目的としているものとは解し難い(最高裁 平成10年(行ツ)第10号同12年3月17日第二 平成10年(行ツ)第10号同2年3月17日第二 では10条は、その許可の要件を特に規定 ア 法10条は、その許可の要件を特に規定

然の前提としているものと解される。の条例又は規則により補完され得ることを当県(市又は特別区にあっては、市又は特別区)県(市又は特別区にあっては、市又は特別区)イ 法10条は、法の目的に適合する限り、イ 法10条は、法の目的に適合する限り、

れる。

# 慮されるべき利益の内容及び性質等則の趣旨及び目的、本件各処分において考2(本件細則の「関係法令」該当性、本件細

ア 被上告人らが本件各許可の取消しを求

条の趣旨及び目的を考慮すべきである。ては、その根拠となる法令として本件細則8める原告適格を有するか否かの判断に当たっ

下で、 書は、 目し、 とみて、 あり うおそれがないと判断される場合には、 墓地経営等であっても、 のであることにも配慮し、上記場所における ると解される。そして、 設に係る生活環境を損なうおそれがあるもの における墓地経営等については、これらの施 院及び人家という特定の類型の施設に特に着 を保全する必要がある施設として、学校、 せるものであることに鑑み、良好な生活環境 的に許可し得ることとした規定であると解さ 所に関し、 イ (法2条)、その存在が人の死を想起さ 上記生活環境に係る利益を著しく損な 墓地等が国民の生活にとって必要なも その周囲おおむね300m以内の場所 本件細則8条本文は、墓地等の設置場 これを原則として禁止する規定であ 墓地等が死体を葬るための施設で 本件細則8条ただし 個別具体的な事情の 例外

### 裁判官宇賀克也の意見(抜粋)

3

れない。そして、 同じ内容が定められていても、 取消訴訟が提起された場合、 原告適格の有無を判断すると、今後、 判決を変更せず、 という前提に立つ。 は事案を異にするので、変更する必要はな 格を否定した平成12年判決について、 るかの違いにより、 規則で定められているか要綱で定められてい 活環境」と表現するか等)により、あるいは、 いても「公衆衛生」と表現するか「付近の生 いう立法上の偶然 数年を要するという非生産的な事態は解消さ 断だけのために数年争われ、 こととなり、 又は規則の規定の仕方に応じた解釈を要する 方公共団体における墓地経営等の許可につき ア 多数意見は、 訴訟の入口である原告適格の 専ら本件細則の解釈により 規定の僅かな表現の差異と (同じことを念頭に置い しかし、本件で平成12年 墓地の周辺住民の原告適 「当該法令と目的を共通 その都度、 本案審理に更に それが条例や 他の 本件と 条例 地

得る。
に原告適格の有無が異なるという事態が生じに原告適格の有無が異なるという事態が生じとに当たるかに差異が生じ、地方公共団体ごとにする関係法令」(行政事件訴訟法9条2項)

原告適格は認められると考える。 辺住民に墓地経営等の許可の取消しを求めるが周辺住民の個別的利益を保護しており、周が周辺住民の個別的利益を保護しており、周

更を免れないものと考えられる。 
東を免れないものと考えられる。 
平成12年判決は、法令の文言の形式的 
ウ 
平成12年判決は、法令の文言の形式的 
ウ 
平成12年判決は、法令の文言の形式的 
ウ 
平成12年判決は、法令の文言の形式的 
ウ 
平成12年判決は、法令の文言の形式的

# 解釈について「法律上の利益を有する者」の第6 行政事件訴訟法第9条の

#### 1 学説及び判例

とを目的としているか否かによるという考え拠法規が特定の個人の権利利益を保護するこ有する者」の解釈については、行政処分の根行政事件訴訟法第9条の「法律上の利益を

貫して前者の考え方を採用してきたとされる。保護に値するか否かによるという考え方(法的談に値するか否かによるという考え方(法的が現実に被る不利益の性質、程度等が法的保方(法律上保護された利益説)と特定の個人

# 事件訴訟法(以下「改正法」という。)2 平成16年法律第84号による改正後の行政

ず、 政 n 実質的な拡大を図ろうとするものであるとさ 案することを明記することで、「法律上の利 なる利益の内容及び性質等を視野に入れて勘 げて参酌すること、また、侵害されることと 0) 保護された利益説) れた。これは、 る 処分の根拠法令の趣旨及び目的のみなら 利益」の有無の解釈に当たっては、 改正法では、 関係法令の趣旨及び目的にまで視野を広 の有無の解釈を柔軟に行い、原告適格 新たに第9条第2項が設けら 従前の判例の枠組み は維持しつつ、 (法律上 「法律上 当該行 0

## 3 周辺住民等の原告適格に関する判例

田急線の一部区間を高架式により連続立体交これは、建設大臣が都市計画法に基づき小(以下「小田急大法廷判決」という。) ア 最高裁大法廷平成17年12月7日判決

差化することを内容とする都市計画事業を認

認可の取消しを求めたというものである。可したところ、同区間の沿線住民等が、上記

法前の判決 が相当である。」と判示した。これは、 住民らについて、 又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受 25日判決)を変更するものであった。 しを求める原告適格を有するものと解するの 施されることにより騒音、 けるおそれのある者に当たると認められる 最高裁判所大法廷は、「本件鉄道事業が (最高裁第一小法廷平成 「本件鉄道事業認可の取 振動等による健 11 改正 i 月 消 実

イ 最高裁第一小法廷平成21年10月15日判決(以下「サテライト大阪最高裁判決」という。) さ場外車券販売施設(サテライト大阪)を設置することを許可したところ、周辺に居住設置する住民等が、上記許可の取消しを求めたとする住民等が、上記許可の取消しを求めたというものである。

しを求める原告適格を有するものと解され 的利益を保護したものと解するのが相当であ の設置許可に起因する善良な風俗及び生活環 又は事業を営む住民に対し、 境に対する著しい被害を受けないという具 辺から1000m以内の地域において居住し 「これらの規定は、 原審 被上告人らは、 (大阪高裁平成20年3月6日 当該場外施設の敷地の いずれも本件許可の取消 違法な場外施設 判決) は、 周

辺住民らの原告適格を否定した。 は困難といわざるを得ない。」と判示し、 利益としても保護する趣旨を含むと解するの 被害を受けないという利益を個々人の個別的 とが明らかな規定がないにもかかわらず、当 というべきであって、法令に手掛りとなるこ 関する利益は、 ころである。そして、このような生活環境に 被害が生じたりすることまでは想定し難いと により、 営された場合に周辺住民等が被る可能性の 小法廷は、 る。」と判示した。これに対し、最高裁第 全や健康が脅かされたり、その財産に著しい の生活環境の悪化であって、その設置、 る被害は、交通、風紀、教育など広い意味で 法が周辺住民等において上記のような 直ちに周辺住民等の生命、 「一般的に、 基本的には公益に属する利益 場外施設が設置、 身体の安 運営 周 運

#### 第 7 本件最高裁判決につい 7

#### 1 第 審判決、 原審判決との比較

を肯定した。 原審判決及び本件最高裁判決は原告適格 審判決は原告適格を否定したのに対

決は 等に関して、 周辺住民が受けることとなる不利益の内容 不快感」であるとしたのに対し、 「一般人の通常の宗教的感情に照らして 第一審判決は 「漠然とした嫌悪 原審判

0)

少なくとも「漠然とした嫌悪感、 別的利益として保護する趣旨を含む規定であ 境を保全する必要がある」施設として人家等 させるものであることに鑑み、良好な生活環 受け入れ難いような重大な精神的苦痛」を与 あると考えられる レベルにとどまるものではないとしたもので ると解するとしており、前述の評価について、 に日常生活を送る利益」を個々の居住者の個 が挙げられているとし、「居住する者が平穏 本件最高裁判決は「その存在が人の死を想起 ついて、明らかな違いがあるものと思われる。 れることによって生じる事態に対する評価に えるおそれがあるとした。上記のとおり、 審判決と原審判決とでは、納骨堂が設置さ 不快感」の 第

#### 裁判決との比較 小田急大法廷判決、 サテライト大阪最高

2

告適格を肯定したのに対し、サテライト 最高裁判決は原告適格を否定した。 小田急大法廷判決及び本件最高裁判決は原 大阪

被害」 に係る著しい被害」にも至りかねないとした 振動等による健康又は生活環境に係る著しい 等に関して、 に対し、サテライト大阪最高裁判決は、 侵害されることとなる利益の内容及び性質 を問題とし、 小田急大法廷判決は、 「住民の健康や生活環境 「騒音、

> 悪化」にとどまるものではないとしたもので が受けることとなる不利益の内容等に関 決の指摘するような被害を想定することは難 たものと思われる。 うな被害を想定することが難しい事案であっ 健康」等に係る被害といういわば目に見える 小田急大法廷判決は、「騒音、 悪化」を問題とし、 る」とし、 の存在が人の死を想起させるものであること であるとしたのに対し、本件最高裁判決は「そ しい事案であると思われるところ、 被害を想定することができる事案であったの ことまでは想定し難いとした。上記のとおり、 通 あると考えられる。 に鑑み、 に対し、サテライト大阪高裁判決は、そのよ 身体の安全や健康」が脅かされたりする サテライト大阪最高裁判決が 教育など広い意味での生活環境の悪化 風紀、 良好な生活環境を保全する必要があ 単なる「広い意味での生活環境の 教育など広い意味での生活環境の 本件も、 直ちに「周辺住民等の生 小田急大法廷判 振動等による 「交通、 周辺住民

#### 平成12年判決との比較

3

墓地等の経営の許可等に関する条例 ところ、最高裁判所第二小法廷は、 平成12年判決は、 の取消しを求めた事案に関するものである 周辺住民が墓地の経営許 大阪 (昭和60

適格を否定した。 は解し難い。」と判示して、 施設に着目して当該施設の設置者の個別的利 解除は専ら公益的見地から行われるものとさ 同号は、 こと。ただし、 設の敷地から300メートル以上離れている 年大阪府条例第3号) 7条1号は、 益を特に保護しようとする趣旨を含むものと れていることに鑑みれば、 店舗を含めて広く規定しており、 ることが制限されるべき施設を住宅、事務所 福祉の見地から支障がないと認めるときは 火葬場の設置場所の基準として、「住宅、学校 限りでない。」と規定している。 事務所、 その周辺に墓地及び火葬場を設置す 知事が公衆衛生その他公共の 店舗その他これらに類する施 同号がある特定の 周辺住民の原告 その制限の 墓地及び しかし

ることを指すものではなく、 受けることとなる不利益の内容等に違 適切でない。」と判示する。 関するものであって、 は異なる内容の規定が設けられている場合に 除する要件につき、 ことが制限される施設の類型や当該制限を解 年判決は、 (本件最高裁判決) と大阪府墓地等の経営の これに対し、本件最高裁判決は、 「事案を異にし」というの 周辺に墓地及び火葬場を設置する 条例中に本件細則8条と 事案を異にし、 本件最高裁判決 は、 本件細則の定め 周辺住民 「平成 本件に いがあ 12

> 平成12年判決について肯定も否定もするもの 件最高裁判決は、「事案を異にし」としており、 令の規定の違いは、 改正法の立場からすると、 上 0) ではないと考えられる。 なるとは限らないように思われる。 許 の利益」の有無の解釈を柔軟に行うという 違いを指すものである。 一可等に関する条例の定め 必ずしも決定的な理由に 関連法令を含む法 もっとも、 (平成12年判 なお、本 「法律 決

## 第8 行政実務に与える影響等

#### 1 許認可の要件について

事態が生じるものであるか、周辺住民らに「受 等の生命、 利益の内容及び性質等に関して、 もっとも、 うかという問題であるということになる。 益を考慮する旨定めていると解釈されるかど 許認可に当たっては、 あることに留意する必要がある。したがって、 慮する旨定めているものと解釈される場合が くとも、 実体法規の定めが必ずしも明確なものではな 柔軟に行うという改正法の立場からすると、 周辺住民らに原告適格が認められるか否かと いう問題は、 法律上保護された利益説」 当該実体法が周辺住民らの利益を考 身体の安全や健康」が脅かされる 「法律上の利益」の有無の解釈を 当該実体法規が周辺住民らの利 侵害されることとなる からすれ 「周辺住民 ば

る必要があるように思われる。こととなる利益の内容等についても、考察すが根拠法令に違反してされた場合に害されるるおそれがあるものであるかなど、当該処分け入れ難いような重大な精神的苦痛」を与え

#### 立法等について

2

前述のとおり、周辺住民らに原告適格が認められるか否かという問題が、実体法規の中で、できる限界の問題であることからすれば、原告適格の釈の問題であることからすれば、原告適格が認められるか否かという問題が、実体法規の解

必要があるように思われる。 ものではないと思われ、 法事実は、 埋葬に伴う生活環境の保全の必要性という立 境の保全に関する条例」など)。ペットの火葬・ 問題に関しては、 活環境の保全という問題が生じている。 (「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環 に係らしめる条例を定めているところもある 定められておらず、 なお、 近時、 特定の市町村だけに存在してい ペットの火葬・埋葬に伴う生 許認可に係らしめる法律 自治体の中には、 立法を含めて検討 許認可 が